

『アテナイ人の国制』二十一章

芝川 治

『アテナイ人の国制』において、クレイステネス改革は主として二十章と二十一章で扱われている。このうち二十章は既に論じたので、今回は二十一章の考察に移る。

周知の如く、『アテナイ人の国制』二十一章はクレイステネスの部族制改革について筆を進めている。その点でクレイステネス改革につき最も重要な史料たる事、論を俟たぬ。然るに、この章の解釈は実は困難である。意味の不分明な章句や、更には誤謬とも目ざるべき箇所が散在するからである。従って、アリストテレスの考えたところは一体何か、特に部族制改革の目的を如何に把握したのか、こうした点がなかなか明瞭にならないのである。然りと雖も、そうした事はクレイステネス改革理解のためには如何にしても明らかにせねばならぬ。そのために、吾人としては先ず二十一章そのものを扱い、次いでアリストテレスの政治理論全体との関連で考究を進め、アリストテレスの真意を把握すべく努めていきたい。

これは困難な課題であるからして十分に明快なる結論を得ることは期待すべくもないが、それでもアリストテレスの言わんとするところは推察出来るようになるであろう。これと前回の論文⁽²⁾で得られた結論とを併せて、一応、『アテナイ人の国制』二十章と二十一章の解明がなされる事になる。それに他の二、三の箇所の考察を加えると、『アテナイ人の国制』におけるアリストテレスの、クレイステネス改革に対する全体的評価が浮び上ってくることになるだろう。本稿の締括りとして、そういった事にも一言触れておきたい。

註

(1) 『アテナイ人の国制』二十章(『大手前女子大学論集』十七号、昭和五八年十一月)。

『アテナイ人の国制』二十一章

(2) 註(1)。

一

1

問題点の指摘から始める事にしよう。二十一章中、疑念を生ぜしむる箇所を順に見ていくことにする。先ず二節。ここではクレイステネスが部族数を四から十に変えた事が述べられた後、その理由として次の様に記されている。「これは以前より多数の人々が参政権に与り得るために人々を混合しようと欲したからだ⁽¹⁾」。*ἀναμείξαι βουλόμενος, ὅπως μετὰχῶται κλειούς τῆς πολιτείας*」この文章の解釈は難しい。一つには *μετὰχῶται κλειούς τῆς πολιτείας* の意味が分明でなく、もう一つには、三節にも出る語だが、混合 *ἀναμείξαι* もその言わんとするところ直ちには理解し難い⁽²⁾のだから。これに続いて「そこで氏を調べようとする者に対して『部族の区別をせぬように』と言われた。ὅθεν ἐλέγθη καὶ τὸ μὴ φουδακρῖνειν πρὸς τοὺς ἐξέταίεσσι τὰ γένη βουλόμενος。」とあるが、これもまた問題を孕むところであろう。

次に三節。ここではクレイステネスが部族の数を十二としなかった事について、既存のトリッテュスとの合致を避けたことがその理由とされている。何故ならば、従前は十二のトリッテュスがあり、「もし十二部族に分てば」大衆混合 *ἀναμίχθησθαι τὸ πλῆθος* の目的を達しなかったであろうから。」というわけである。しかしこの説明は不可解である。新しい部族と旧来のトリッテュスとは全く別物なのだから、たまたま数の一致が見られたとしてもそれは何ら問題とならなかった筈である。

今度は四節における呼称の問題。以下の如く述べられている。「(クレイステネスは)各区に住んでいた人たちをお互に区民としたが、これは父の名によって呼んで新市民を判別することなく、所屬の区によって呼ばんがためであった。……*ἴνα μὴ παρὰ τοὺς προσαγορεύουρας ἐξελέγῃσιν οὐ τοὺς νεοπολίτας, ἀλλὰ τὸν δήμου ἀναγορεύουσιν*」これはアテナイ人の呼称に関して、個人名に父称を付加するのではなく、デーモティコンを以ってそれに代えたという事であろう。しかし、現実には、父称はその後長く使用され続ける。また、この変革の動機は新市民たる事を隠蔽するところにあるということだが、これはおかしい。何故なれば、父称は必ずしも出身地或いは卑賤なる出生を明示するものではない。従って

父称は新市民たるの素姓を曝露するものとは限らず、新市民の隠蔽のためにその使用を停止したとするのは不可解である。之に加うるに「新市民」*neopolitas* は唐突に響く。前後に何の断りもなしに現れるからである。

最後に五節。ここではナウクラリアに関する叙述に問題がある。しかしこれは本稿では扱わない。

以上列挙してきたが、『アテナイ人の国制』二十一章——本論文で扱うのは二、三、四節であるが——は数多の難所を含む。そしてそれらは事実関係というよりは、主として部族制改革の目的に関するものであった。クレイステネスの意図について、アリストテレスは本当のところ何を考えていたのであろうか。

2

ここで学説を一瞥することにしよう。従来、二十一章は例の「市民権賦与」との関連で解される事が多かった。新たに市民権を授与されたる者の事がアリストテレスの脳裡にはあり、それらの市民団への編入を容易ならしむるために部族制改革が行われた。少くとも部族制改革にはそうした意図もあるとアリストテレスは考えた。学者によって程度の差こそあれ、凡そこのように受け取られる事が多かった。中でもこの種の解釈を徹底させたのはデイとチェインバーズ共著になる『アリストテレスのアテナイ民主政史』⁽²⁾である。

この書によれば、二十一章においてアリストテレスは専ら市民権賦与の事を考えている。クレイステネスが部族数を増したのは市民権賦与を容易ならしむるためであった(二十一章二の *ὅρας περὶ ἀπορίας τῆς πολιτείας* はかくなる角度から解される事になる。)し、新部族と旧トリッテュスとの一致を避けて「混合」を行わんとしたのも同じ意図によるものであった。*ἢν θυλοκοπέειν* 及び *δέμωτιον* の使用も、新たに市民団に編入されたる者を判別せざるがためになされたものである。アリストテレスはおよそこのような事を考えながら筆を運んでいったというわけである。

これは非常に明快な解釈であって、難点が悉く解き明かされてしまうかの如くである。更にその上、デイとチェインバーズはアリストテレスの人口理論なるもので以って説明を与える。アリストテレスは人口と政体の関係につき、人口、特に下層民が増加すると民主政が進展するという理論を抱懐していたが、それに規定されて、クレイステネス改革に関しても、人口増を招致したる市民権賦与を重視してしまっただけというわけである。斯くして、アリストテレスの政治理論なる見地より二十一章は裁断されてしまう。あとには一点の疑問の余地も残さぬほどである。

他方、これとは異なった角度からの解釈も勿論存在する。それは何らかの形で民衆の進出を二十一章に読み取ろうとする。この立場にも程度の差はあるが、兎に角そういった角度から部族制改革に関する記事を読もうとする。かくして、二十一章二は民衆の政治的権利増大を記していることになる。「混合」も民衆の進出を阻害する傾きのあった旧秩序の打破なる観点から理解されることにもなるであろう。

以上、『アテナイ人の国制』二十一章には、大別して二種類の見方の存在する事が示された。このことを念頭に置いた上で、以下、テキストの検討に入っていくことにしよう。

註

- (1) 『アテナイ人の国制』の訳文は概ね村川堅太郎氏のもの(岩波文庫版)による。
- (2) J. Day & M. Chambers, *Aristotle's History of Athenian Democracy*, Berkeley and Los Angeles 1962. (Reprint: Amsterdam 1967) 111—120.
- (3) この立場からの解釈を一貫して行ったのはヴェスト(F. R. Wüst, *Zu den *parades* tôn *laupkikōn* und *zu den alten attischen Trityen*, *Historia* 6, 1957, 183—186)である。ヴェストによれば前古典期アテナイには *Eupatridai*, *Geomoroi*, *Demiourgoi* なる三つの身分が存在した。他方、旧来の四部族は身分制的機構であって、各部族において三身分の各々が一つずつのトリッテュスに分れていた。かかる身分制的部族制は重要な存在として機能し続けたのであるが、クレイステネスの部族制改革によって初めてそれは破壊されたのである。『アテナイ人の国制』二十一章は実にその事を述べたものとヴェストはするのであって、その観点から諸々の難点——*metokōtai* *klēous* *tēs* *kolleias*, *hē* *phulakousēn*, *axaiōtēsōtai*——を説明し尽くさんとするかの如くである。これもまた明快な解釈である(同時に強引だが)、が、貴族制的身分秩序破綻なる視点を徹頭徹尾推し進めたものであって、その点、デイ、チェインバーズとは対蹠的である。*

四節の *neopolitai* から始まることにしよう。これは「新市民」と訳される。ただ、これが何を指すのか、二十一章からだけでは直ちには分らぬ。そこで『政治学』が援用されることになる。周知の 1275b34—37である。「しかし恐らく、革命が起った時に、初めてその国民権に与った

あの人々、例えばアテナイでクレイステネスが僭主たちを追放した後国民に列した人々については、もつとむずかしい問題があるだろう。というのはクレイステネスはたくさん他国人や奴隷の居留民を国民の一部たる部族民にしたからである。(山本光雄訳)⁽¹⁾ ἀλλ' ἴσως ἐκεῖνο μᾶλλον ἔχει ἀπορίαν, ὅσοι μετέσχον μεταβολῆς γερουσίας, οἷον Ἀθήνησαν ἐποίησε Κλεισθένης μετὰ τὴν τῶν τυράννων ἐκβολήν· πολλοὺς γὰρ ἐφύλαττενας εἶρους καὶ δοῦλους μετοίκους.]

ところが、この一節はそう簡単には読めないものであって、特に末尾の εἶρους καὶ δοῦλους μετοίκους は屢々問題視されてきた。これは奇妙な表現であって、その意味するところが明瞭とは言えぬ。⁽²⁾ しかしその厳密な内容はともあれ、クレイステネスが多数の非市民に市民権を授与した旨アリストテレスが述べているという事は一致して認められてきた。そして、この際市民に為されたる者が、『アテナイ人の国制』二十一章四の neopolitai に他ならぬとなるのである。

もつとも、オリヴァーはこれに異を唱えた。彼は上に引いた『政治学』の一節に独特の読み方を提案した。⁽⁴⁾ 更に neopolitai と、同じく『アテナイ人の国制』二十一章四の κλεισθέων にも新奇なる解釈を施した。⁽⁵⁾ これによると、アリストテレスは市民権賦与の事など語ってもいない。従来の学説史においては市民権賦与が史実たるか否かが問われてきたのであるが、そうした事は問題にもならない。何故ならギリシアの史料は一つとしてそういった事を述べていないのだから、という具合になる。

しかし、オリヴァーの読みは一般の支持は受けていない。⁽⁶⁾ 『政治学』についてもそれは無理であるし、neopolitai、patrothen に関しても同様である。ここで反論を展開するまでもない。やはりアリストテレスは市民権の授与が実際に行われたと考えたのだらう。⁽⁷⁾ 上掲の『政治学』1275b34-37は市民権の定義との関連において述べられているのであるが、他の何者でもなくクレイステネスを例として挙げているのを見ると、クレイステネス即ち市民権賦与者との観念がアリストテレスの心を大きく領していたのであろう。従うて、『アテナイ人の国制』二十一章四はやはりその線に沿うて理解するべきである。アリストテレスが neopolitai と記す場合、市民権被賦与者を念頭に置いていたとしかかない。そう解しない限り、「新市民」とは何者なのか全然分らなくなる。

かくして、二十一章の少くとも四節において、クレイステネスによる市民権賦与が考えられている事、これが確実となった。吾人はこうした確実な点から出発して考察を進めていかねばならない。⁽⁸⁾

今度は二節。先ず *ὄπως μετέχωσι πλείους τῆς πολιτείας*。)⁹¹ *οὕτως* 'so that more (sc. of the citizens) should have a share in the running of the state' *ὡς* 'so that more (sc. men) should be members of the citizen body' とも訳し得る。⁹² 前者に従えば部族改革は民衆の政治的地位向上を招来するために行われたことになり、後者を採れば改革は非市民のアテナイ市民団への編入を容易ならしむるために実施されることになる。前者は *μετέχειν τῆς πολιτείας* を *teilhaben am Staat, participem esse rei publicae* と解し、⁹³ 後者はこれを「市民権に与る」と受け取ることになる。語学的には何れも可能である。⁹⁴

このうち前者の解は具体的には何を意味するか。「より多くの者が *πλείους* 国政に参与する」とは、従来アテナイ市民の中に政治的に劣格の者がいて（例えばテーテス）、これが政治的に十分の権利を有するに至ったということであろうか。これはそうではなさそうである。何故なら、従来アテナイ人はテーテスも含めて全員が国政に参与する権利を有していたのだから。⁹⁵

そうすると、問題の句は一般に民衆の政治的地位向上を、即ち国制がより民主的となる旨を述べんとしているのであろうか。制度の上で民主的なる事とは、アリストテレスの思考に沿うた場合、具体的には如何なることか。それは万人が役職に就任し得ること、抽籤の採用、財産資格の撤廃或いは緩和、重任の制限、任期短縮、多数者の裁判への参与、裁判や民会の権限拡大、手当の支給、終身の役の廃止といったところである。⁹⁶ このうちの一つでもが二十一章に記されているであろうか。否、である。クレイステネス改革に関して、アリストテレスはこういった意味での民主政進展は考えなかったように思える。⁹⁷ この事は二節を解釈する上で留意すべきである。

次に少し先の *μή φυλοποιεῖν* と *ἐστράτεον τὰ γένη*。先ず *μή φυλοποιεῖν* であるが、*φυλοποιεῖν* は「部族を区別する、探る」の他に、より一般的に「吟味する、区別する、選ぶ」といった意味を有する。ここでは何れの意に重点を置いて使用されているか判別は難しい。しかしここで部族制改革が語られているのを考慮した場合、この語はおそらくはそれの本来的の意味「部族を区別する、探る」で使用されているとするのが自然であろう。⁹⁸ その場合、新十部族の区別、探索が問題となるのではありえない。それらは折角新たに作ったものなのだから。そうではなくて旧部族を探る、即ち旧四部族への所属如何の詮索乃至その阻止が問題となったのであろう。アリストテレスはそういった積りで *μή φυλοποι-*

べし」と記したものと、一応考えられる。

次いで *ἐτεράλειον τὰ γέννη* *γένους* なる語も多義的であるが、ここでは狭い意味で「氏族」、或いは広義に取って「生れ、素姓¹⁷⁾」といったところが考えられる。狭義に解した場合如何相成るか。当時、人々の氏族への所属如何を詮索する者がおり、その制止が必要となった。*ἐπιδοκιμασία* はそのために言われたることになる。¹⁸⁾ この解釈に立った場合、当時、氏族の地位が大きな政治問題と化していたことになる。旧部族は氏族制的機構だったのであるが、クレイステネスは氏族の影響力を減殺すべく部族改革を行った。その結果、氏族員たると否を問わずアテナイ市民は全員が同一の平面に立つことになった。ところがそれに異を立て古い区分にこだわる者もいた。それが即ち「氏族を調べようとする者」だった事になる。

旧部族が「氏族制的機構」だったか否かはともかく、^(18a) こういった解釈によればクレイステネスは氏族に敵対的であったことになる。ところが、『アテナイ人の国制』同じく二十一章の六節では次の様に記されている。「彼(クレイステネス)は各人に氏族とかプラトリアに所属し、またそこで神官職に就くことを父祖伝来の制度に従って存続させることを認めた。*τὰ δὲ γέννη καὶ τὰς φαρμίνας καὶ τὰς ἰερωσύνας εἰσάου ἐγένετο σκάρους κατὰ τὰ πάτρια*。」クレイステネスは氏族やプラトリアには手を触れなかったというわけである。クレイステネス改革にはプラトリアと共に氏族を敵視するが如きところはなかったとアリストテレスは見ているのである。そうすると、*ἐτεράλειον τὰ γέννη* の *γέννη* を「氏族」と解するのは些か疑問ありとなる。

さすれば、*γέννη* はもつと一般的な意味の「生れ、素姓」といったところであろうか。当時、「生れ、素姓」にこだわる者がいたとアリストテレスが記していることになるのか。それでは生れが何故問われるのか。この場合、先程の *ἡερέλειον τῆς πολιτείας* の解に対応して二種の解釈が考えられる。一つの見方は民衆の政治的地位向上といったものであろうか。改革の結果卑しい者共も同等の権利を得たのだから、それらの生れ、素姓を詮索してはならぬという具合になるだろう。ところで、政治的に民衆が進出するという場合アリストテレスの考える事はと言えば、上に述べた通りのものであった。それらは政治制度上の変化であって、出生には直接関係しない。勿論、それらの変化は下賤の者共の進出を招き易いけれども、直截に出生を云々せしむる程のものではないような気がする。

この事は *ἡερέλειον τῆς πολιτείας* に関するもう一つの解釈に道を開くのではないか。市民権賦与を考える立場よりすれば、出生を問うのは

理の必然である。生れからいつて本来アテナイ市民たるべきでない者が大量に市民団に編入されたことになるのだから。クレイステネスはそういった新たな市民を詮索、非難から守ろうとしたことになる。これは二十一章四節で述べられていた事と完全に一致する。四節でもクレイステネスは新市民を守るべく対策を構じた事になっていた。どうやら二節と四節で、アリストテレスは同じ線上で物を考えているらしい。

更にこの事は *μη φυλοκρατεῖν* から裏付を得られるであろう。これはクレイステネスが新市民を保護すべく言わしめたことになるであろう。この事は *φυλοκρατεῖν* の語義に最も適合的である。新市民は旧部族には属さずして新部族にのみ所属したのだから。民衆の権利上昇を考へる立場ではこの点が不可解とならう。何故なら、テーテスも含めて民衆は全員が旧部族に所属していたのだから。その際、何故に「部族の区別を為す勿れ」と言われねばならなかったか分明にならぬであろう。それとも、もしかすると、旧部族では貴族が勢力を張っていたが、新部族では万人が平等に扱われるようになった。その点で部族の区別、詮索が制止されねばならなかったとでも考へようとするのであろうか。

最後に「混合」。これは二節と三節に現れる。人々を「混合」するとは何か。何と何を如何にしてまた如何なる目的を以って「混合」するであろうか。これは『アテナイ人の国制』を見ているだけでは明瞭にはならぬ。アリストテレスの他の著作には *ἀναμιγνύσθαι*, *ἀναμίξις*, *ἀναμίξις* なる語は都合五回出る。そのうち参考になるのは『政治学』1319b19-27 (VI.4) である。「しかしなお、この種の民主制にとって有用なものとしては、クレイステネスがアテナイで、それからまたキュレネで民主制を確立した人々が民主制を生長させようと思つて、用いたような方策がある。すなわち、今までのとは違った部族や胞族(プラトリア)がもっとたくさん作られねばならない、また私的な祭祀が僅かな公共の祭祀に統合されねばならない、つまり、凡ての人々が互いにできるだけ混合され、以前の団結が解体されるように、凡ゆることが工夫されねばならないのである。(山本光雄訳。括弧内は筆者) *ἐστὶ δὲ καὶ τὰ τοιαῦτα κατασκευάσματα χυθόμενα πρὸς τὴν δημοκρατίαν τὴν τοιαύτην, οἷς Κλεισθένης τε Ἀθήνησιν ἐχρήσατο βουλόμενος αὐξήσασθαι τὴν δημοκρατίαν, καὶ περὶ Κυρήνην οἱ τοῦ δήμου καθιστάμενος. φύλαί τε γὰρ ἕσθαι ποικίλαι πλείους καὶ φαρμακία, καὶ τὰ τῶν ἰδίων ἔσθων συνακτεῖν εἰς ὅλην καὶ κοινά, καὶ πάντα σοφιστέον ὥτως ἄν ὄντι μάλιστα ἀναμιγνύσθαι πάντας ἀλλήλους, αἱ δὲ συνήθειαι διασκευθῶσιν αἱ πρῶτεςρον.]*

ここで「この種の民主制」とあるのは最後の種類 *τελευταία* 即ち最も極端なる民主政のことである。そのような民主政のためには「混合」

が行われ *ἀναρχία* *ἄναρχος* *ἄναρχος* 既存の団結が解体されねばならぬということである。そういった方策を採った例として、まさにクレイステネスが挙げているのである。ただ、この場合、クレイステネス及びキュレネにおける民主政確立者の名が挙げられているのは少々適切を欠く。両者共、極端民主政時の事例ではないのだから。この関連では過激なる民主政の時期に行われた事項を挙げる方が普通であろう。アリストテレスは他に適例を思い付かなかったのであろうか。

もう一つの問題点。然るべき処置として部族やプラトリアの改編、祭祀の統合が記されている。しかしこのうちプラトリアに関しては『アテナイ人の国制』二十一章六と矛盾するようである。²³とすると、プラトリア云々はキュレネのみ妥当するであろうか。それともアリストテレスは『政治学』執筆後、見解を変えたのであろうか。はたまた、『政治学』では一般的に記しただけなのが、『アテナイ人の国制』では精確に書いたということであろうか。

以上は措くとして、1319b19-27の解釈もまた厄介である。この箇所をそれだけ読んでいる限りでは、これは民主政の強化策として旧来の社会秩序の弱体化を推奨しているように思われる。アリストテレスによれば部族やプラトリアは人と人との結び付きから成るものであるからして、そこには様々の人間関係が生じ上流階級に有利に作用することがあるというのであろう。そういったものを解体することによって下層民の進出を促すということであろう。民主政の強化という場合、アリストテレスの考える事はと言えば第一には制度上の措置であるが、また下層民の進出、上流階級の後退という社会的要素にも注意が払われる。かくして1319b19-27では、大衆の進出に伴う社会的平準化の進行という意味で「混合」が考えられているようにも思われる。これを『アテナイ人の国制』二十一章二、三の解釈に援用した場合、如何に作用するかは自ずと明らかであろう。

ところが、1319b19-27については別の解釈も可能ではある。『政治学』六巻四章は民主政の変種を扱っているのであるが、その終りの部分で最終種の民主政について記述している。その種の民主政にとって有益なる方策として、不純分子の市民団への編入が語られている。問題の箇所はこれに直接続くのであるから、内容的にも先行部分と連続するのかもしれない。²⁴そうすれば、部族、プラトリア、祭祀の改編もその関連で、即ち市民権賦与を容易ならしむるための処置として考えられているのかもしれない。そう受け取る事可能なりとせば、これが『アテナイ人の国制』の「混合」の解釈に何を齎すかまた自ずと明らかであろう。

以上、『政治学』1319b19-27が必ずしも一義的に明快なる解釈を許さない事が示された。従って、それは『アテナイ人の国制』の「混合」を理解する上であまり有用とは言えぬ。「混合」はそれ自身としては、民衆の地位向上と市民権賦与なる二様の立場、何れからの理解も許すのである。

3

以上、『アテナイ人の国制』二十一章の四節並びに二節を主として考察してきた。そのうち先ず二節であるが、これは全体として見た場合は、市民権云々の解釈を採る方が良いように思われる。勿論、釈然とせぬところが残るのは事実である。しかし、テキスト及びアリストテレスの思考の線に沿うて考えた場合、そう解するのが最も自然となろう。更に四節をも併せ考えた時、その解釈は一層強められる。どうやら、二十一章全体を通してそのような考え方があってはならないか。それが適切なる認識たるか否かは別問題として、アリストテレスは部族制改革の目的を新市民導入にありと見たのであろう。テキストに余計な緊張を強いるまいとするならばそう受け取るより他はないだろう。

それにしても二十一章は舌足らずである。言わんとするところをもう少し明確に表現してもよかつたのではなからうか。これは極度の筆の圧縮の故か、それともテキストに欠落を想定すべきなのか。

最後に残余の点を二つだけ指摘しておこう。一つは区デーモス。新しい区の制度は近代の研究史においては屢々重要視され、場合によってはクレイステネス改革の中枢に位置せしめられることもあった。しかしアリストテレスは必ずしもそうは見えていないようである。これはヘロドトスでも同様であるが、区よりも部族改革を重視したようである。この点は『アテナイ人の国制』でも『政治学』でも同じである。

もう一つ。学説史において、部族制改編は血縁的氏族制的原理から地縁的原理への移行を意味すると屢々言われてきたが、アリストテレスはそのような事は述べていない。この事もまた記憶に留めておこう。

註

(1) 岩波版アリストテレス全集十五卷、一九六九年。

- (2) テクスト修正の試みは屢々なされてきたが今一ツ判然とけしなげ。或いは *δούλους μετοίκους* はそのまま読んで解放奴隷乃至その子孫と解すべきであろうか。cf. K.-W. Welwei, Der „Diaphephismos“ nach dem Sturz der Peisistratiden, *Gymnasium* 74, 1967, 435—436; P.J. Rhodes, *A Commentary on the Aristotelian Athenaiou Politeia*, Oxford 1981, 255—256.
- (3) J.H. Oliver, Reforms of Cleisthenes, *Historia* 9, 1960, 503—505.
- (4) 特ニ *πολλοὺς γὰρ ἐφύκερνε ἐβουὺς καὶ δούλους μετοίκους*. 亦 For he enrolled many foreigners and slaves in a classification as metics. 以下 *ἴσθ*。 *φύκερνε* 亦 to form into a separate *φύλη* (class or category) と解するわけだ。
- (5) *neopolitai* 亦 “citizens of the new community” 或は “new citizens” (referring to the old third caste) 亦 *patrothen* 亦 “after his fathers” 以下 *ἴσθ*。
- (6) ケイガン(D. Kagan, The Enfranchisement of Aliens by Cleisthenes, *Historia* 12, 1963, 41—46) 以下 *ἴσθ* 反論がなされた。なお、グレイス(E. Grace, Aristotle on the “Enfranchisement of Aliens” by Cleisthenes, *Klio* 56, 1974, 353—368) はオリヴァー擁護に傾くが強引である。
- (7) 例の『アテナイ人の国制』十三章五に見える *diaphephismos* との関連は常に問題となるところだ。「僭主の顛覆後、人々は不当に参政権に与っている者が多数存する」という理由で市民表の修正を行つて *μετὰ τῆν τῶν τυράνων κατάλυσιν ἐποίησαν διαφύσεις, ὡς πολλῶν κοινωνοῦντων τῆς πολιτείας οὐκ ἴσθ*。]生れの純粹ならざる者 *οὐκ ἴσθ* *τέλει μὴ καθαροί* が市民権を奪われたところである。この *diaphephismos* 亦 *enfranchisement* とが両立するか否かが常に問われるのであるが、アリストテレスは双方実際に行われたと考へたのであろう。これはテクストにそう現れる以上、その通り受け取るよりはならない。この二つをアリストテレスの思考の上で、或いは事実の上で両立させるのは可能である。その試みは Welwei, *op. cit.* 423—437.
- (8) なお、デーモテイコン云々(本論文一三四—三三三)はアリストテレスの錯誤に帰すべきであらうか。
- (9) Rhodes, *Com. on the Ath. Pol.* 250. ロウズは前者に傾いて *ἴσθ*。
- (10) Wüst, *op. cit.* 184—185.
- (11) 「市民権に与る」とは、市民となって諸々の政治的権利を行使出来るようになる事を意味する。それは即ち「国政への参与」である。従つて、ここで区別した二つの解は結局は同一に帰着すると言われるかもしれない。しかし、だからと言って両者を混同してよいことにはならぬ。アリストテレスが両者を明確に使い分けている場合もあるのだから。
- (12) Cf. Grace, *op. cit.* 363, 359.
- (13) ソロン体制の下で、テーテスは裁判と民会に与つて *ἴσθ* (*Ath. Pol.* 7, 3)。アリストテレスの規準では、こういったテーテスは十全なる意味で市民である。 *Pol.* 1275 a 22—33.
- (14) *Pol.* 1317 b 17—1318 a 3. 更に *ibid.* IV, 14—16.
- (15) この点五百人の評議会が問題となる。五百人會にテーテスの就任が認められたとするならば、それはアリストテレスの意味での民主政進展を示す事になる。しかし五百人會を扱った二十一章三節で、アリストテレスはその事には全く言及しない。なお、ロウズ (Rhodes, *Com. on the Ath. Pol.* 251; *The*

『アテナイ人の国制』二十一章

Athenian Boule, Oxford 1972, 2) はこの時期テーテスには評議員就任資格はなかったろうとする。

例の ἀροδοῦος τῆ κήθηε τῆ πολικεῶν (*Ath. Pol.* 20, 1) ἡ μετέπει τῆς πολικεῶν を考察するに際してあまり参考とはならぬ。何故なら ἀροδοῦος……の句それ自体が曖昧である(前掲拙稿『アテナイ人の国制』二十章「二一四ページ」)し、二十章と二十一章は内容的に各々別の事を語っているだから、同じ語(πολικεῶν)を別の意味合いで使うことも当然ありうる。之に加うるに、この二つの章はそれぞれ史料をも異にする。本章註(29)参照。

(16) *Pol.* 1275 b 37 ἡ δὲ τῆς φηλεῶνの使用を想起せよ。Welwei, *op. cit.* 435 Anm. 56.

(17) Cf. Sir J.E. Sandys, *Aristotle's Constitution of Athens*, London 1912. (Reprint. New York 1973) 82.

(18) Cf. Day & Chambers, *op. cit.* 113—114.

(18^a) 『アテナイ人の国制』の断片三(Kenyon, O.C.T.)については本論文第三章註(39)参照。

(19) 一三八ページ。

(20) 本論文一三四ページ。

(21) 本論文一三八—一三九ページ。

(22) Cf. Wüst, *op. cit.* 185—186. 「貴族の権力基盤としての旧部族から万人平等の新部族へ」なる観念はアリストテレスの脳裡には存在しない。本論文第三章参照。

(23) 本論文一三九ページ。『アテナイ人の国制』二十一章六は既存のプラトリアが改編を蒙らなかったというだけである。クレイステネスは新市民のためには新しいプラトリアを作ったのであるとして、『政治学』と『アテナイ人の国制』との調和を計るような考え方もあることはある。cf. G. Busolt, *Griechische Geschichte* II², Gotha 1895, 20 Anm.2.

(24) 本論文一四九ページ。

(25) 本論文一三八ページ。

(26) 1319 b 19-27 においてクレイステネス及びキュレネの例が引かれているのは適切を欠くと述べた(本論文一四一ページ)。『政治学』においてこの他にクレイステネスの名が出るのはただ一箇所、例の 1215 b 34-37 においてであった。そこからは、クレイステネス即ち市民権賦与者との観念がアリストテレスの頭脳を大きく占めている事が明白であった(本論文一三七ページ)。そのために、1319 b 1-19で純良ならざる者の編入を語っているうちにクレイステネスの名が浮んでしまったのかもしれない。1319 b 21 における挙例もその故とも考えられる。

なお、「キュレネでの民主政確立者」云々が何れの事件を指すかは分らぬ。

更に一言。『政治学』において、クレイステネスを民主政の確立者となす記述の見られない事に注意。

(27) 「混合」もコンテクトストよりするならば市民権云々なる角度より理解する方がよいのであろう。

(28) 二十一章三のトリッテュス云々(本論文一三四ページ)はよく分らぬ。アリストテレスの錯誤であろうか。

(29) 旧部族の下では様々の人間関係が生じ、それが新市民導入を困難ならしむると考えたのであろう。それにしても、『アテナイ人の国制』のアリストテレス

は新市民のプラトリア入籍をどう考えたのか。

なお、本文の如く二十一章を解した場合、それは内容的に二十章と齟齬を来すと言われるかもしれない。何故なら、二十章では民衆の進出が語られているのだから。しかし、この二つの章は叙述の対象及び方法が異なる。二十章は改革前の情勢を継起的に述べたものであるが、二十一章は改革の組織的叙述である。更にこの二つの章は史料をも異にする。従って、両者の外見上の不一致はあまり問題とならない。之に加うるに、市民権賦与に伴う下層市民増加は民主政の進展を意味することにもなる。その点でこの二つの章は、アリストテレスの頭脳においては矛盾を来さなかったであろう。

(30) Cf. Rhodes, *Com. on the Ath. Pol.* 249, 255.

(31) G. Kaibel, *Stil und Text der Politika Athenion des Aristoteles*, Berlin 1893. (Reprint. Hildesheim 1973) 172—174.

(32) "La distinction, courante chez les modernes, entre phylai gentiles ou génétiques et phylai territoriales n'apparaît nulle part chez les auteurs grecs anciens." (D. Roussel, *Tribu et cité*, Paris 1976, 266) ルーセルによれば、ギリシア人の中には純然たる地縁的組織はない。従って、血縁から地縁への移行云々を唱える事は、近代人の観念で以ってギリシア人を律することになる。

二二

前章において吾人はアリストテレスの思考を忠実に辿らんとしてきた。その結果、アリストテレスの考えたところは、大凡明らかとなったと思う。しかし、前章では殆ど触れなかったが、『アテナイ人の国制』二十一章には別の見方もある。ヴェスト⁽¹⁾の如きはその代表であるが、そこには貴族政的身分秩序の破碎が何らかの形で含意されていると考へ方も存在するのである。また、一般にクレイステネス改革はアテナイ民主政治の出発点とされる。それが貴族勢力に深甚なる打撃を加え、民衆の進出に道を開いたから、というのである。特に部族改編、^{デモス}区創設にそ⁽²⁾ういった効果を見ようとする向きが多い。曰く、「氏族制の原理に基いて貴族が支配権を握っていた旧部族を政治的に無力にすることによって、クレイステネスは民主政治への道を拓いた。」⁽²⁾曰く「区は純然たる地縁的結合として、生れや貧富の差を問わず各人に平等なる政治的権利を与えた。その意味でそれは民主的性格を有し、結局、古い氏族制的従属関係を打破することになって、貴族勢力に重大なる打撃を与えた。」⁽³⁾といった具合である。こういった立場から二十一章が利用されることも時にはあるのである。しかし二十一章はそのような見方に根拠を提供するものだろうか。二十一章を普通に読む限りではそのような見方は成立し得ない。何故なら、そういった事は文面には全く現れないのだから。しか

しそれだけでは納得しない向きもあるかと思う。従って、本章では別の角度からその点を見ていくことにする。

別の角度とは即ちアリストテレスの政治理論全般である。一体全体、アリストテレスの理論体系には貴族政的身分秩序とか従属民とかいった観念が存在するのだろうか。以下、この点を特に『政治学』に即して見ていこう。こういった点の認識は、実は本論文第二章におけるテキスト分析の根柢にもあったのだが、研究の現段階では、『アテナイ人の国制』二十一章を理解するためには必要不可欠らしい。アリストテレスの理論を承知せずしてはテキスト分析の際にも思わぬ誤りを犯すことがあるからである。本稿で敢えて一章を宛てる所以である。ただし、この考察は本稿の範囲を大きく逸脱しないよう、極く簡単なものに留めなければならない。⁽⁴⁾

政体論から始めることにする。アリストテレスの政体論には貴族政 *aristokratia* なる国制が登場し、そこで重要な位置を占めることになる。それは王政、僭主政、寡頭政、「国制」、民主政と共に六つの国制の一をなす。然らばそれは如何なる政体か。それは徳 *aretē* に基づく政体である、「貴族政の標徴は徳である」⁽⁵⁾。そういった政体の下では、役職選出は籤引でなく選挙による (1298b7, 1300b4-5 など)。役職は無報酬であつて (1273a17) 教育ある人々が任じられる (1299b25)。かくして、有徳の士が役に就いて政治を行うのが貴族政的な事である。貴族政とは徳及び価値 *axia* (1278a20) に基いたる支配であつて、文字通り「最善者の支配」である。

以上が「真実で第一」⁽⁶⁾の貴族政であるが、もう一つ準貴族政とも呼ぶべきものがある。これは徳と自由乃至富、若しくはそれら三要素の混合から成る政体である。⁽⁷⁾自由と富はそれぞれ民主政と寡頭政の徴である。従って、「準貴族政」は真の貴族政に民主政と寡頭政の要素が加わったものである。この種の貴族政は現実には寡頭政の方に傾く事が多いとされる。⁽⁸⁾

以上より、アリストテレスにおける *aristokratia* の意味内容は余りにも明らかであろう。それは貴族なる特別の身分が平民を凡ゆる面に亘って支配する政体といったものではない。徳は富に付随しがちであるからして、事実上、貴族政は上流階級の支配に傾く事も多いが、本質の上ではあくまでも倫理的観点から把握されている。これは真の貴族政、準貴族政の別を問わず同じである。近代語の *aristocracy*, *aristocratie*, *Aristokratie* などはギリシア語の *aristokratia* から発しているのであるが、その意味するところは大幅に異なる。アリストテレスの政体論においては近代人の言う貴族政、即ち身分に基づく支配は独立の政体としては立てられていないのである。

アリストテレスにおいて、今日言うところの貴族政に接近した概念は閥族政 *dynasteia* であろう。彼は寡頭政を四種に分類しているが、そ

のうち第三の種類は度合の進んだものである。ここでは役職は少数の一族の手に握られ、世襲が行われる。実例としてはエリュトライにおけるパシリダイの支配、マッサリア、イストロス、ヘラクレイア、クニドスにおける寡頭政を考えればよいのであろうか。或はイオニア海沿岸のアポロニアやテラにおける最初の植民者の支配もこの部類に属するのであろうか。こうした寡頭政が更に度合を高めて最早法律が支配しなくなった場合、それが第四種の寡頭政即ち閥族政である。これは法律ではなく人間が主権者たる政体であって、その点で最終種の民主政や僭主政に対応するものである。^(12a) 閥族政の実例としてはクレタやエリス、⁽¹³⁾ トゥリオイを考えればよいのであろう。また、アテナイにおける三十人支配も閥族政のうちに算えられる (*Ath. Pol.* 36.1)。

こうした閥族政はかなり極端なる少数者支配である。それだけにそれは不安定であって崩壊し易い。或いは逆に、寡頭政や貴族政、民主政から閥族政に移行する事も多い。閥族政は新たに樹立されるのである。従って、それは特定の一族による、生れに基く支配とは限らぬ。アリストテレスにおいては閥族政は寡頭政の極端化したもの、一種の暴政として把握されているのである。それは特定の一族が悠久の昔より自らを他より隔絶されたる特権的身分となし、恒久的に支配を続ける政体とは観念されていないのである。こうしたものに今日の意味での貴族政なる名称を奉る事は躊躇されるであらう。近代人とは視角の相違があると言えよう。

一般に、閉鎖的な支配集団を表わす概念や語は『政治学』にはまず姿を示さないように思われる。『政治学』で上流階級を指す語は数多い。*πλούσιον*, *εὖχευσις*, *καλοὶ κτήραδοί* 等である。それらの語にはそれぞれニュアンスの差はあるが、指向するところはほぼ同一である。それらは、事実上、富裕者と重なる。これらの語のうち最も多く出るのは *πλούσιον* 「知名の士」であるが、これは民衆と対置される事が多い。従って、これは上流階級、富裕者を指すことになる。また、*καλοὶ κτήραδοί* も社会的には富裕者と等置されていると言っている。⁽¹⁴⁾

次に *εὖχευσις* であるが、これは端的には「生れ良き人」の意である。「生れの良さ」を表わす名詞は *εὖχευσα* である。これらに関して断片『生れの良さについて』 *Περὶ εὖχευσεως* に詳しい。そこでは「良き生れ」とは家柄の良さ、卓越性 *ἀρετὴ τέχνης* であり、その中に多くの立派な人 *καλοὶ ἀνοιδάριοι* の生れてきた家が立派な家柄とされている。⁽¹⁵⁾ 生れの良さは第一には倫理的意味で考えられているのである。その点でソクラテスの子孫も *εὖχευσις* である。⁽¹⁶⁾ だが同時に、富も重ねて考えられている事を忘れてはならない。昔から富裕だった人の子孫も生れ良しとされているのである。⁽¹⁷⁾

この事は『政治学』においても同様である。やはり祖先の徳と富とが「良き生れ」である。倫理的色合が付着するのは勿論だが、社会的に使用される場合は富裕者を指すことになるのである。事実、*eijēnatepoo* は *naōvatoz* と同列に扱われて寡頭政の主権者とされている。*eijēnata* について言うと、それは富、徳、教育と共に知名人 *trōpōvtoz* の種類を形成するものと語られている。生れの良さは上流階級の条件といったところである。また、良き生れは教育と共に富裕者により多く随伴するものとされている。ここからして明らかなる事は、「生れの良き」は何ら特別の範疇を形成するものではない。それは富、徳、教育と同じ系列の上に数えられる。一般に、豊かで生活に余裕があれば教養を積む。従って徳が高くなり、立派な生れ良き人になる、というだけの事である。それが何代にも亘って続く場合なおさらである。*eijēnata* や *eijēnatai* は単に相対的な概念であり、特別の身分を指すわけではない。単なる名門というだけの話である。

以上、上流階級を表わす種々の語の意味内容が一応明らかになった。之に加うるにもう一つ注目すべき点を指摘しておこう。上層を指示する語が多様な事、それ自体である。上流階級は一つの術語で以って明確に限定して表現されるのではない。それは一般的に漠然と示されるだけであって、法的に限定されたる特定の身分としては現れないのである。従って、『政治学』には位階勲等の類は記されていない。服装や生活様式に関して、身分に応じた規定などもない。他面、市民団内では農奴など隷属民も登場しない。これはアリストテレスの同時代のみならず、古い時代についても同じである。

『政治学』には理想国家論が屢々登場する。それらにおいては住民を戦士、農夫或いは職人等に区分する事が論じられている。ヒッポダモスやプラトンの理想国家論がこれである。或いはアリストテレス自身の理想国もこれに準ずるであろうか。それらでは一応身分の別が立てられている。しかしこれらは新規に構想されたるものであって、悠遠の昔より存在し代々襲われる固定的身分といったものではない。そういうものとしてはせいぜいエジプトやクレタの例が挙げられるぐらいか。何れにせよ、現実のポリスの市民団内部における顕著なる身分分化は考えられていないように思われる。

これと関連して、「身分」そのものに該当する語が見当り難い事も想起しておこう。「身分」に近い言葉を求めるとすれば *lépoo*, *révoo*, *hōpōvtoz* といったところであるが、それらは国の「部分」、「部類」を指す事が多く、幅広くかつ流動的に使用されている。「身分」そのものに相当する語彙とは言えないであろう。

最後に部族、プラトリアに若干触れておこう。『政治学』や『ニコモコス倫理学』では部族 *φυλαί* やプラトリア *φάρτρία*, *φάρτρία* が屢々登場する。それらは共に扱われる事が多く、両者共ポリスにとつて不可欠なる要素とされている。アリストテレスの考えでは、ポリスは人と人との結合から成るものであるが、人は全くの個人として存在するのではなく、様々の集団に属する。そういった人と人との集りが家族であり、親族、プラトリア、部族なのである。かくなる多様な集団が相俟ってはじめてポリスが形成され和合が生ずるのである。従って、部族やプラトリアは友愛 *philia* に基く集団である。それらにあるのは *structures de reciprocité* であつて、*hierarchies* や *subordination* ではない。アリストテレスによれば、部族やプラトリアはポリスにて共同生活更には良き生活を送るためにあるのであつて、支配のために存するのでは決してないのである。

他面、部族やプラトリアは国家機構の一翼を担うのであるが、それはポリスの単なる区分として政治上、行政上の必要に應ずるだけのものようである。この点はアテナイの旧部族の場合も変りはない。何れにせよ、部族、プラトリアは「貴族の権力装置」としては現れない。そもそも、貴族有力者を頂点としその下に庇護民を統合する縦型の人的結合はアリストテレスの念頭には殆ど存在しなかつたようである。

以上述べ来たところを逆の面、即ち民主政の進展なる面から見たら如何であろうか。民主政の発展、強化といった事は第一には制度的な側面から把握されていた。それは役職の就任資格緩和とか抽籤の採用、裁判や民会の権限拡大等々といったことであつた。社会的に見れば、それは上流富裕層の後退、民衆の進出ということになる。何れにせよ、下層民衆の発言力が強化されることになる。しかしこれを「貴族の権力基盤破壊」とか「身分秩序廃止」とかと呼ぶのは大袈裟に過ぎるのである。アリストテレスの場合、身分闘争なる視点からの分析でなく、あくまでも富者と貧者との対抗という階級闘争的把握が中心となつてゐるのである。

以上、アリストテレスの立場に即して、彼の政治理論の一斑を明らかにした積りである。或いはむしろ、彼が何を考えていないかが明らかにされたと言ふべきか。以上は主として『政治学』の考察より得られたものであるが、それは『アテナイ人の国制』にも妥当する。従つて、本章の考察は『アテナイ人の国制』二十一章の理解にも資するところなしとせぬ筈である。少くとも無用の誤解を防止することにはなる筈である。それに徴した場合どうなるか。『アテナイ人の国制』二十一章においてクレイステネスの部族制改革を貴族政支配秩序の打破なる観点から把握した事、これはアリストテレスにおいてはありそうもない。これが結論である。もっともこれだけでは蓋然性の領域に属する事と言われる

かもしれない。しかしそういって事が二十一章の文面に現れないという事実を顧慮した場合、この結論は決定的である。

註

- (1) 本論文第一章註(3)。
- (2) 拙稿「クレイステネス改革」『史林』六十卷五号、一九七七年九月)六ページ参照。
- (3) 同右、二ページ参照。
- (4) アリストテレス政治理論の詳細なる論述は他日を期したい。ここではあくまでも全くの素描にとどまる。
- (5) *ἀριστοκρατίας μὲν τὰρ ὄρος ἀσπείη* (Pol. 1294 a 10-11. —以下、特に註記せざる場合は本章では引用は『政治学』から。)その他 1273 a 26-27, 1278 a 19-20, 1288 a 9-12, 1293 b 3-5, E.N. 1131 a 28-29 など。以下、典拠の指示も網羅的には行わない。
- (6) 1294 a 24-25.
- (7) 1294 a 23-24, 1293 b 14-21.
- (8) 1293 b 37-38, 1307 a 5-40.
- (9) 1292 a 39-b 10, 1293 a 10-34.
- (10) 1305 b 18-19.
- (11) 以上四例は 1305 b 4-16.
- (12) 1290 b 11-14.
- (12 a) 1292 b 7-9, 1293 a 31-34, 1320 b 30-32.
- (13) 1272 a 27-35. クレタではコスモイは特定の氏族から *ἐκ τῶνδ' ἑσθλῶν* 選ばれる。
- (14) 1306 a 15-19.
- (15) 1307 b 6-19.
- (16) 1320 b 30-33.
- (17) 1303 a 13, 1306 a 24-25, 1307 b 18-19, 1308 a 18, b 8. また 1302 b 15-18.
- (18) 言う迄もない事だが、アリストテレスの政治理論において、最も基本的なる対抗関係は民衆、貧乏人对富裕者である。従って、*πλούσιαι* は事実上富裕者と一致することになる。テクストの何箇所かはそれを明白に示す。1274 a 18-19, 1293 b 39-40, 1296 b 31. このうち 1274 a 18-19 及びそれに続く箇所では *πλούσιοι καὶ ἐσθλοὶ* はソロン財産級における上位三階級、即ちペンタコシオメデムノイと騎士、農民級に相当するものとされている。この部分、テクストの問題はある (*πλείους τελούς*) が、*πλούσιοι* に関して何ら身分的なものが含意されていない事は明らかである。
- (19) 1293 b 39-40, 1294 a 18. 勿論 *καλοὶ καὶ ἀγαθοὶ* には倫理的な意味合もある。

- (20) Fr. 4 (Ross).
- (21) *Rhet.* 1390 b 30-31.
- (22) *Περὶ εὐγενείας*, fr. 4. 同様の記述は *Rhet.* 1360 b 34-38 にも見られる。
- (23) ἡ γὰρ εὐγένεια ἐστὶν ἀρχαῖος κλοῦτος καὶ ἀπερὶ (1294a21-22), εὐγενεὶς γὰρ εἶναι δοκοῦσιν οἷς ὑπάρχει προπόσων ἀπερὶ καὶ κλοῦτος (1301b3-4).
- (24) 名詞 *εὐγενεὶς*, *εὐγένεια* 以外の語は *ἐκγενεὶς*, *ἀπαρτοί*, *βέλτιστοι*, *ἀπαρτίσθην* など社会的に上流階級を指示する事はあるが、『政治学』では倫理の意味に重点を置いて使用されている。
- (25) 1290 b 19-20.
- (26) 1291 b 28-30.
- (27) 1293 b 37-38.
- (28) 1283 a 33-34 ὁ εὐγενεὶς ἢ ἐκγεθῆσθαι が互いに相似せざるものとされている事がある。この関連で留意して欲しい。
- (29) それぞれ II. 8 ; II. 1-5.
- (30) VII. 8-10.
- (31) 1329 a 40-b 35.
- (32) *Pol.* 1262 a 9-13, 1264 a 6-8, 1280 b 33-39 ; *E.N.* 1160 a 18, 1161 b 13-14.
- (33) *Roussel, op. cit.* 106.
- (34) 1298 a 16, 1300 a 25, 1304 a 35, 1305 a 33, 1309 a 12, 1320 b 1.
- (35) *Ath. Pol.* 8. 名詞 *Ath. Pol.* fr. 3 (Kenyon, O.C.T.) については後述。本章註 (39)。
- (36) この関連で *Pol.* 1319 b 19-27 が問題とされるかもしれない。しかしこの文はせいぜい、部族やプラトリアには人と人とのつながりが生じそれが上流階級に有利に作用する、といった程度の事を述べているに過ぎない。この文を如何に解するとしても(本論文一四一ページ)である。そこに「貴族の支配装置」を読み取るうとするのは誇張の譏を免れまい。
- (37) 本論文一三八ページ。
- (38) 民主政とは逆に寡頭政が樹立されるという場合も、通例、それは富裕者が有力になるというだけの話である。「貴族反動」なる観念はアリストテレスの関知せぬところである。(序でなから一言。「滅びゆく貴族階級」なるものもアリストテレスには無縁である。)
- (39) 『アテナイ人の国制』に関しては十三章二と断片三 (Kenyon, O.C.T.) が問題となる。このうち前者では *Eupatridai*, *Agroikoi*, *Demiourgoi* よりのアロン選任の事が記されている。これは『アテナイ人の国制』中、歴史時代のアテナイについて身分乃至それに類したものの現れる唯一の例。この記事は周知の如く多くの難点を含むものであるが、就中、その現れ方が余りにも唐突である。アリストテレスが一体何を考えてこれを記したのか不可解なのである。何れにせよこれが史実を伝えているかどうかは甚だ疑わしい。理想国家論よりする述作の投影を考へるべきであらうか。cf. L. Gernet, *Les dix archontes*

de 581, R. Ph. 64, 1938, 216—227.

次に断片三であるが、これも到底事実とは認められない。数学的に整然とし過ぎており、一年の運行との類比が余りにも顯著であるから、その事は一見して明らかである。ここではプラトリアや氏族が部族の下部組織として現れるが、これも事実には反するであろう。

この断片につき、ここでは本文との関連で注目すべき点を二つだけ指摘しておく。一つは部族、プラトリアが支配装置の類としては現れないことである。氏族もその点は全く同様である。人口全体が氏族員だったことになっているのである。もう一点、ここでは住民の区分としては Georgoi と Demourgoi が出るだけである。「支配階級」としての Eupatridai は現れない。(この点に関して一言。ケニヨンの断片二はどこまでアリストテレスの言を伝えるか疑問である。)

結

『アテナイ人の国制』において、アリストテレスはクレイステネス改革に対して如何なる評価を下しているか。一口に言って、それは民主的な改革だったと見ている。アリストテレスによればアテナイ民主政治の起点は兎に角ソロンであるが、クレイステネス改革の結果、国制はソロンのそれよりも遥かに民主的となった⁽²⁾、というわけである。その理由として二点が考えられる。第一は部族制改革⁽³⁾。これの目的は新市民導入を容易ならしむるところにありと見たらしい。その結果、下層民が増加して民主化の進展を招致する事となったということであろう。第二はオストラキスモス。オストラキスモスの法はクレイステネスの定めたものとされているが、アリストテレスによればオストラキスモスは民主政的なものである⁽⁵⁾。この二点と共に改革前における民衆の動向をも併せて考えるべきであろう。僭主政倒壊後の混乱において民衆が進出し、国政を掌握したとアリストテレスは考えたのである⁽⁶⁾。

クレイステネス改革が何故民主的なのか、アリストテレスの与えた理由づけは以上であろう。その点につき、アリストテレス自身は完全に納得していたであろう。しかし、他から見るとそれはどこまで正当性を主張しうるか。第一点はそれなりに理解は出来る。下層大衆の増加ひいては発言権強化は民主政のより一層の進展を意味するであろうから⁽⁷⁾。ただし、事実関係の認識はまた別問題である。第二点の理由づけは必しも十分なものとは言えない。何故なら、厳密に言った場合、オストラキスモスとは自由主義的な方策⁽⁸⁾なのだから。民主政に特有のものとは言えない⁽⁹⁾。

これと共に改革前における民衆の動向であるが、これも民主的改革の機運を醸成したものとして、それ自身としては理解出来る。ただし、この間のアリストテレスの歴史叙述には問題がある。彼はその史料たるヘロドトスを少しく誤解しているのであった。

以上三点、吾人よりすれば些か疑念を呈せざるを得ない。アリストテレスの認識には若干の欠陥が存すると言えよう。しかしそれにしても、これは今日の学者による評価とは随分と異なっている。今日の学者の場合、クレイステネス改革によって貴族の権力基盤が破碎されて民衆が従属状態より解き放たれ、そこから民主政治が開花していったと説く。ところが、そうした事はアリストテレスの与り知らぬところであった。その点はヘロドトスも同様であった。⁽¹⁾これは一体どうしたことであろうか。今日の学者は史料に基かずに勝手に創作を行っているのだろうか。それとも、ヘロドトス、アリストテレス以外の史料に拠っているのだろうか。その事はここでは問わぬ。しかし、その認識に欠陥があるとしても、ヘロドトスとアリストテレスはクレイステネス改革に関して最も重要な史料である。従って、我々としては兎にも角にも彼らの語るところに耳を傾けなければならない。それも徒らに近代人の観念の枠組を持ち込んで裁断するのではなく、彼らの思考に分け入って虚心坦懐に耳を傾けるのでなくてはならない。すべてはそこから始る。

註

- (1) *Ath. Pol.* 41.2.
- (2) *Ibid.* 22.1, 41.2, 29.3.
- (3) *Ibid.* 22.1. *Τούτων δὲ γενομένων δημοκρατικῶν καὶ τῆς Σόλωνος ἐπέετο ἡ πολιτεία.*
- (4) *Ibid.* テクストには「大衆を狙って他の新たな法を設け」云々 (*κατανοῖς δ᾽ ἄλλους θεῖναι τοῦ Κλεισθέου τροχάζομενον τοῦ κήθους κτλ.*) とあるが、オストラキスマスの法以外は明示されない。
- (5) *Pol.* 1284 a 17-18.
- (6) *Ath. Pol.* 20.1-4.
- (7) これは常識の範囲で理解出来る。この点につき、デイとチェインバーズのように「人口理論」を援用する必要はないように思われる。本論文一三五ページ参照。
- (8) 僭主の出現を防止するという意味で。
- (9) *Cf. Pol.* 1284 b 3-25.

『アテナイ人の国制』二十一章

- (10) 前掲拙稿「『アテナイ人の国制』二十章」六一―一二ページ。
- (11) これは『アテナイ人の国制』でも『政治学』でも全く同じ。『アテナイ人の国制』二十章につきては、特に前掲拙稿「『アテナイ人の国制』二十章」一二ページ註(23)。
- (12) 拙稿「ヘロドトスとクレイステネス」(『大手前女子大学論集』十五号、昭和五六年十一月)百ページ。